

生保 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) ~ (4) 各 5 点、(5) 10 点 (計 30 点)

(1) 各種準備金に関する次の①~⑤の文章について、下線部分が正しい場合は○、誤っている場合は×を記入するとともに、誤っている場合には下線部分を正しい表現に改めなさい。

- ① 保険業法第 56 条では、基金を償却 (基金拋出者への返済) するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却準備金として積み立てなければならないと規定されている。
- ② 価格変動準備金の積立限度に関して、対象資産のうち国内法人発行の株式については、期末市場価額に 100/1000 を乗じて計算する。
- ③ 危険準備金Ⅱの取崩しにあたっては、逆ざやがある場合において、当該逆ざやのてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない。
- ④ 保険業法施行規則第 30 条の 5 で規定される社員配当準備金とは、社員への剰余金分配の額を安定させるために積み立てる任意積立金である。
- ⑤ 生命保険株式会社の経理処理において、契約者配当準備金繰入額は費用処理される。

(2) 予定事業費枠に関する次の①~⑤の文章について、下線部分が正しい場合は○、誤っている場合は×を記入するとともに、誤っている場合には下線部分を正しい表現に改めなさい。

- ① 蔵銀枠のメリットとして「予定事業費枠の水準が、単年度の業績に左右されず安定的である」点が挙げられる。
- ② 利源枠において、チルメル歩合を営業保険料全体でも賄いきれない場合には、残りの部分を次年度以降費消するものとして計算する。この修正を限度超過修正という。
- ③ 保険料払込期間 10 年の終身保険 (年払) の場合、1 年目の予定事業費枠 (蔵銀枠、利源枠、純保枠) の大小関係は「利源枠 > 蔵銀枠 > 純保枠」となる。
- ④ 保険期間および保険料払込期間 10 年の定期保険 (年払) の場合、3 年目の利源枠と純保枠の大小関係は、チルメル歩合の水準および性別・契約年齢に依存する。
- ⑤ 保険期間および保険料払込期間 10 年の養老保険 (年払) の場合、6 年目の予定事業費枠 (蔵銀枠、利源枠、純保枠) の大小関係は「利源枠 > 純保枠 > 蔵銀枠」となる。(限度超過修正は生じていないものとする。)

(注) 予定事業費枠を構成する要素として、予定新契約費 (保険金額比例)、予定維持費 (保険金額比例)、予定集金費 (保険料比例) を仮定しそれぞれゼロでないものとし、チルメル歩合と予定新契約費 (保険金額比例) は同額、利源枠におけるチルメル期間は 5 年とする。

(3) 変額年金保険の最低保証に係る保険料積立金について、次の空欄を埋めなさい。

- ・標準的方式の考え方としては、「一般勘定における最低保証に係る保険金等の支出現価から一般勘定における最低保証に係る純保険料の収入現価を控除する形式の計算式」によって概ね %以上の事象をカバーできる水準とされている。この水準は、アプローチで特にリスク中立評価を意識したものと解釈できる。
- ・標準的方式では、計算式表現によることが要件とされているが、商品が複雑な場合等は近似的な計算式も可とされている。ただし、同じ近似法でも を用いた場合は、モデルや基礎率如何にかかわらず標準的方式とは認められない。
- ・代替的方式では、標準的方式と同じ期待収益率と を使う場合を除き、代替的方式で計算される保険料積立金の額が、期待収益率と 以外の代替的方式の基礎率を標準的方式に反映して計算される額と %以上乖離しないことの確認が求められている。

(4) 生命保険会社の法人税課税について、次の空欄を埋めなさい。

- ・責任準備金繰入額については、保険料積立金及び未経過保険料の部分に限り、算出方法書に定められている を基として計算した額を限度として損金算入できる。保険料積立金については で計算した額を限度とする。ただし、標準責任準備金の対象契約については、平成 8 年の大蔵省告示第 4 8 号に定められた計算基礎率により計算した額を損金算入限度額とすることができる。
- ・7%最低課税方式とは、が当期剰余金の7%相当額に満たない場合は、剰余金の7%相当額をもって課税標準とする方式である。ただし、、心身障害者扶養者生命保険、再保険に係る剰余金は2分の1に減額して計算する。
- ・契約者（社員）配当準備金繰入額の損金処理が認められている。ただし、が上限とされている。

(5) ある生命保険相互会社の損益計算書とその他諸数値は下表のとおりであった。金融庁提出用の利源分析における各利源の損益、および経常利益等の明細における「基礎利益」、「キャピタル損益」、「臨時損益」を計算し、解答欄に記入しなさい。

(解答欄に、「費差損益」「死差損益」「利差損益」「責任準備金関係損益」「解約・失効益」「価格変動損益」「その他の損益」および「基礎利益」「キャピタル損益」「臨時損益」の 10 項目を設定)

【損益計算書】

経常収益	6,500
保険料等収入	5,000
保険料	5,000
資産運用収益	1,500
利息及び配当金等収入	1,000
有価証券売却益	500
経常費用	6,000
保険金等支払金	3,800
保険金	3,000
解約返戻金	800
責任準備金等繰入額	1,000
責任準備金繰入額	900
社員配当金積立利息繰入額	100
資産運用費用	600
有価証券売却損	300
為替差損	200
貸付金償却	100
事業費	500
その他経常費用	100
減価償却費	100
経常利益	500
税引前当期純剰余	500
法人税及び住民税	200
法人税等調整額	-50
法人税等合計	150
当期純剰余	350

【その他諸数値】

予定事業費	700
予定利息	600
解約・失効契約の消滅時保険料積立金	1,000
年末諸積増	200
年始諸積増	100

(注)

- ・記載のない項目の値はゼロとする。
- ・その他の損益に計上される事業費はゼロとする。
- ・解約返戻金(解除分)はゼロとする。
- ・危険準備金繰入額はゼロとする。
- ・責任準備金繰入額のうち臨時費用計上額はゼロとする。
- ・土地再評価差額金取崩額に係る法人税等調整額はゼロとする。

問題 2. 次の (1) ~ (3) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 10 点 (計 30 点)

- (1) 生命保険会社における保険料の収益計上基準について、以下の点に触れながら簡潔に説明しなさい。
- ・ 保険料未収時の会計上の取扱い (責任準備金の「限度積立」を含む)
 - ・ 払込期月に払い込まれた保険料の会計上の取扱い
- (2) 生命保険会社を対象とした早期是正措置制度の概要について、簡潔に説明しなさい。なお、ソルベンシー・マージン比率、実質資産負債差額の計算の詳細については言及する必要はない。
- (3) 内部管理会計の意義および必要性について、現行法定会計の特徴と限界に触れつつ、簡潔に説明しなさい。

【 第 II 部 】

問題 3. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

[解答は汎用の解答用紙に記入し、(1) は 3 枚以内、(2) は 2 枚以内とすること。指定枚数を超えて解答した場合、(1) は 4 枚目以降、(2) は 3 枚目以降については採点の対象外とする。] (1) 25 点、(2) 15 点 (計 40 点)

(1) 保険商品が多様化する状況において、現行の標準責任準備金制度のもとで適正な責任準備金評価を行うにあたり、アクチュアリーとして留意すべき点について、以下の論点を踏まえ所見を述べなさい。

- ・責任準備金評価基礎率の適切な設定
- ・ロックイン方式での標準責任準備金評価を補完する制度による対応

(2) あなたの所属会社では、毎年配当タイプ(※)の終身保険と無配当終身保険を販売しており、利差益、死差益および費差益が継続的に安定して得られている。このような状況の下で、公正・衡平な契約者(社員)配当のあり方について、アクチュアリーとして所見を述べなさい。なお、解答にあたっては、以下の論点も含めること。

- ・毎年配当タイプの終身保険と無配当終身保険との関係
- ・仮に毎年配当タイプの終身保険について、新契約から保険料率の引下げ(予定利率の引上げ、予定死亡率の引下げ)を行った場合における新契約および既契約間の調整配当のあり方

※毎年の利差配当、死差配当、費差配当と消滅時特別配当がある保険契約で、一般に有配当個人保険と呼ばれるもの。

以 上

生保 2 (解答例)

【 第 I 部 】

問題 1.

(1)

	○か×を記入	誤っている場合の正しい表現
①	×	基金償却積立金
②	×	期末帳簿価額
③	×	利差損
④	×	社員配当平衡積立金
⑤	○	

(2)

	○か×を記入	誤っている場合の正しい表現
①	×	純保枠
②	×	貯蓄保険料
③	×	蔵銀枠 > 利源枠 > 純保枠
④	○	
⑤	×	利源枠 = 純保枠 > 蔵銀枠

(3)

① 50	② リスク調整済み期待値	③ モンテカルロ法
④ ボラティリティー	⑤ 10	

(4)

① 保険料の計算基礎	② 平準純保険料式	③ 課税所得
④ 団体定期保険	⑤ 翌期配当所要額	

(5)

費差損益	1 0 0
死差損益	1 0 0
利差損益	0
責任準備金関係損益 (うち 解約・失効益)	1 0 0 (2 0 0)
価格変動損益	2 0 0
その他の損益	- 1 5 0
基礎利益	6 0 0
キャピタル損益	0
臨時損益	- 1 0 0

【金融庁提出用の利源分析】

(費差損益)

事業費	500	予定事業費	700
減価償却費	100		
		費差益	100

(死差損益)

保険金	3,000	保険料	5,000
予定事業費	700	予定利息	600
解約・失効契約の消滅時保険料積立金	1,000	年末諸積増	200
責任準備金繰入額	900		
年始諸積増	100		
		死差益	100

(利差損益)

予定利息	600	利息及び配当金等収入	1,000
社員配当金積立利息繰入額	100		
為替差損	200		
貸付金償却	100		
		利差益	0

(責任準備金関係損益)

年末諸積増	200	年始諸積増	100
解約返戻金	800	解約・失効契約の消滅時保険料積立金	1,000
		責任準備金関係益	100
		うち解約・失効益	200

(価格変動損益)

有価証券売却損	300	有価証券売却益	500
		価格変動益	200

(その他の損益)

法人税及び住民税	200		
法人税等調整額	-50		
		その他益	-150

【経常利益等の明細(基礎利益)】

基礎収益	6,000
保険料等収入	5,000
保険料	5,000
資産運用収益	1,000
利息及び配当金等収入	1,000
基礎費用	5,400
保険金等支払金	3,800
保険金	3,000
解約返戻金	800
責任準備金等繰入額	1,000
責任準備金繰入額	900
社員配当金積立利息繰入額	100
事業費	500
その他経常費用	100
減価償却費	100
基礎利益	600

キャピタル収益	500
有価証券売却益	500
キャピタル費用	500
有価証券売却損	300
為替差損	200
キャピタル損益	0

臨時収益	
臨時費用	100
貸付金償却	100
臨時損益	-100

経常利益	500
------	-----

問題 2. (1)

保険料の計上は、保険業法施行規則において次のとおり現金主義によるものと規定している。

「決算期までに収入されなかった保険料は、貸借対照表の資産の部に計上してはならない。」

保険料の計上を、入金を手がかりとして行おうとする意図は、保険料の債権としての位置づけにあると思われる。つまり、保険料の支払いは契約者の自由意志に基づくものであり、未収保険料は保険会社の確定債権とはいえないと考えられるため、払込期日の到来等により収益として計上することは保守主義の原則の観点から妥当ではないと考えられる。ただし、債権としての保険料のこうした性格から、入金をもって収益の実現として捉え、収益計上基準は実現主義によると考えても差し支えないであろう。この意味で、企業会計原則における一般の収益計上基準に沿うものであると解釈できるだろう。

(保険料未収時の会計上の取扱い)

保険料の計上は現金主義によっており未収保険料は計上しないが、これに対応し、責任準備金の積立ても保険料の入金を限度として行っている。これを責任準備金の「限度積立」と呼んでいる。限度積立にかかる実際の計算は一般に次のとおりである。

責任準備金は、技術上の問題から年度末有効契約に対して一応払込期日の到来した保険料につき、すべて収入のあったものとして計算し、そこから未収保険料中の保険料積立金および未経過保険料相当分を各々差し引いて算出する。

ただし、決算時に保険料が未収となっている契約のうち、保険料払込猶予期間末までに保険料の収入が見込めない契約からも死亡保険金等の請求だけはあると考えて、決算時から保険料払込猶予期間末までの期間に対する危険保険料相当額を未経過保険料として積み立てることとしている。

(払込期月に払い込まれた保険料の会計上の取扱い)

払込期月に払い込まれた保険料は、全額保険料として計上する。ただし、翌事業年度に払込期月を迎える部分については、事業年度末において未経過保険料として責任準備金に積み立てることにより、期間損益の適正化を行う。

問題 2. (2)

- ・生命保険会社を対象にした早期是正措置については、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、契約者保護を図ることを目的として導入された。
- ・生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が 200%を下回った場合には、その状況に応じて監督当局が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分に応じて、次のとおり措置内容が定められている。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上 100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1)保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2)配当の禁止又はその額の抑制 (3)契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4)新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更 (5)役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制など
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

- ・ソルベンシー・マージン比率が 0%未満であっても、資産の額から負債を基礎として計算した額を差し引いた額（＝実質資産負債差額）が正の値となる場合には、第二区分の措置が取られることがある。
- ・一方、ソルベンシー・マージン比率が 0%を上回っていても、実質資産負債差額が負の値となる場合には、第三区分の措置が取られることがある。
※この場合、実質資産負債差額から、満期保有目的債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産が確保されている場合には、原則としてこの区分の措置はとられないこととなっている。
- ・生命保険会社が、第二区分または第三区分に該当したことを知った後、速やかに経営改善計画を自ら策定し、監督当局に提出した場合で、当該経営改善計画が所要の期間で達成できると見込まれる場合は、当該経営改善計画達成後に該当する区分（非対象区分は除く）の措置が取られることがある。

問題 2. (3)

< 内部管理会計の意義 >

- ・法定会計は一般に保険会社のソルベンシー確保を目的として保険監督当局が提出を要求するものであり、GAAP 会計は一般投資家等への会社の会計情報の提供を目的として作成されるものであって、これらの提供する会計情報は、必ずしも経営者の経営判断に役立つものとは限らない。
- ・そこで、経営者の経営判断に役立つ会計情報の提供を目的とした会計システムたる内部管理会計が必要となる。その内容や属性は、企業のおかれた環境や時代により又企業自体の規模や性格により相違するものと考えらるべきであろうが、現行の法定会計では必ずしも十分捉えきれない。内部管理会計が経営判断に役立つ会計情報の提供を目的とする会計である以上、「経営成績や期間損益の的確な把握」や「収支構造の詳細な把握」などに関して、法定会計等を補足することが内部管理会計の存在意義と言えよう。
- ・内部管理会計に望まれる属性としては、以下が挙げられる。
 - ・会社の事業の基礎となる経済的な基盤（資金調達方法など）を反映するものであること
 - ・経営者が、区分が必要と考えるプロフィット・センター毎（プロダクト・ライン別、チャネル別、戦略事業単位別など）に結果が得られること
 - ・結果が上層部の経営者にとって理解しやすいものであること

< 内部管理会計の必要性 >

- ・現行法定会計の限界とそれを踏まえた内部管理会計の必要性は以下のとおりである。

(経営成績や期間損益を的確に把握する内部管理会計の必要性)

- ・長期の評価性債務を抱える生命保険会社の法定会計は、標準責任準備金制度に基づく保守的な責任準備金の積立等による支払能力の確保を重視する。このため、一般的に、コミッション等の関係で新契約の獲得が単年度利益にマイナスの影響を与える一方、解約控除の存在により解約契約の増加が単年度利益にプラスの影響を及ぼすといった課題がある。
- ・高度の経営判断に用いる会計としては、現在の経営成績の状況を適切に表示する、期間損益を的確に把握し得る会計制度が必要となる。

(保険種類毎の収支構造を把握する内部管理会計の必要性)

- ・生命保険会社を巡る事業環境の急激な変化の中で、過去の「単一の価格設定」「均等な資産運用」といった従来的一般勘定における一括管理の手法が限界を迎えたことから、リスク管理の高度化、利用者ニーズへの対応の観点から、保険種類毎の収支構造の把握に向けた区分経理が不可欠となり、平成 8 年の保険業法改正時に導入された。
- ・その後の商品内容・給付およびチャネルの多様化等を踏まえると、区分経理をさらに細分化した保険種類毎の収支構造等を把握する内部管理会計等の必要性も高まってきている。

【 第 II 部 】

問題 3. (1)

< 標準責任準備金制度に基づく評価 >

- 生命保険会社は長期的な支払能力を確保するため、通常の前測の範囲内のリスクを保険料積立金、通常の前測の範囲を超えるリスクを危険準備金で準備するよう責任準備金の積立を行っている。また、責任準備金を超えるリスクに対してはソルベンシー・マージンを確保することにより会社の健全性維持を図っている。
- 責任準備金の積立水準については、標準責任準備金制度において平準純保険料式で積み立てること、評価基礎率に標準死亡率・標準利率を使用することなどが規定されており、危険準備金についても一般的なリスクに対する係数が法令で定められている。
- これまでも、最低保証を有する変額年金保険や第三分野商品など、保険商品の多様化を踏まえた制度の見直しが適宜図られてきた。
- また、平成 27 年 4 月以降に締結する契約からは、「一時払終身保険など貯蓄性の高い商品の取扱いの増加」、「超長期国債の流通量の増加など保険会社の運用手段の多様化」、「貯蓄性の高い商品の負債特性に対応した資産運用手法（ALM）の高度化」等を背景として、払方・商品特性等に応じた標準利率が適用されることとなっている。
- 一方で、保険商品の多様化が進む状況においては、すべての商品に標準的な基準を定めることは困難であり、標準責任準備金制度で規定されていない評価基礎率や標準責任準備金対象外契約の積立水準に関しては、標準責任準備金制度の趣旨を踏まえた適切な設定が求められる。
- 長期的な支払能力を要求される生命保険会社においては、これらの水準は標準責任準備金制度を前提として保守的な観点から検討する必要があるが、契約者の保険料負担・契約者配当の水準・株主利益等も考慮した合理的な判断が必要であろう。

< 責任準備金評価基礎率の適切な設定 >

- 保険商品が多様化する状況において検討すべき責任準備金評価基礎率としては、第三分野商品の予定発生率、利率変動型商品や外貨建商品等の予定利率、予定解約率などが考えられる。商品特性や危険選択手法、資産運用方法等も踏まえ、標準死亡率・標準利率と同様に保守的な設定が望まれる。

・ 第三分野商品の予定発生率

- 少子高齢化を背景として第三分野商品の市場は拡大傾向にあり、その商品設計・支払事由は非常に多岐にわたるものとなっている。
- 第三分野商品は、基本的には標準責任準備金対象契約であり、予定死亡率には標準死亡率が使用されることとなるが、入院等の予定発生率には標準的な基礎率の規定はない。

- 予定発生率の設定においては、経験の浅いリスクを取り扱うことも多く、基礎データが十分に存在しない可能性があることに留意が必要である。また、長期の保険期間に対する契約者ニーズも高く、将来の経済動向や医療技術の変化等による実際発生率への影響が想定されることなどから、将来的な不確実性の高いものであると考えられている。
- 基礎データとして会社の十分な経験を使用できない場合などには、基礎データの母集団と被保険者群団の母集団の特性の違いにも留意し、基礎データの信頼度に応じた適正な安全割増を行う必要があるだろう。また、基礎データ等から観測されるトレンドを反映し、将来の発生率を合理的に見積もることも考えられる。
- さらには、リスク特性、危険選択手法、販売計画なども踏まえ、不確実性を考慮したシナリオに基づく将来収支分析により十分な検証を実施し、危険準備金等も含めて支払能力を確保できる水準を検討することが必要だと考えられる。

・ 利率変動型商品や外貨建商品等の予定利率

- 国内では低金利の状況が継続しており、貯蓄性商品の魅力向上を図るために、金利上昇時に機動的に予定利率を見直すことが可能な利率変動型商品や円建商品よりも相対的に高い予定利率設定が可能な外貨建商品の販売量が増加しているが、これらは原則として標準責任準備金対象外となっている。
- 利率変動型商品については、将来の金利水準等によって予定利率を変更できることから長期的な観点からのリスクは通常の商品よりも低いと考えられるが、利率が保障される期間における予定利率の設定には留意が必要である。
- 外貨建商品については、標準利率の適用対象外であるものの長期的なリスクを有することは円建商品と変わらないため、標準責任準備金制度の趣旨に鑑み保守的な予定利率の設定が必要となるであろう。
- これらの商品では、債券など安定的な利回りが得られる資産運用に基づくキャッシュフローマッチング等によるALMの実施を前提として、それと整合的に予定利率を設定することが考えられる。
- また、予定利率を最低保証している場合には、最低保証のオプション性にかかるコストを責任準備金で考慮する（例えば、コストを利回り換算した上で、予定利率をあらかじめ低めに設定する）ことも考えられるだろう。

・ 予定解約率

- 景気の低迷が続き、低廉な保険料に対するニーズが強くなってきたことから、終身保険・医療保険・定期保険などでは予定解約率を織り込むことにより保険料の低廉化を図る低・無解約返戻金型商品も増えている。
- 解約率に関しては、経済環境や予定利率と市場金利の水準等による変動が想定されることなどから、他の基礎率と比較して将来の予測には困難さを伴うものであると考えられる。また、支払った保険料に対する解約返戻金水準など商品特性が実際の解約率に影響を与えることも多い。
- 予定解約率は、過去の経験や商品特性に基づき合理的に設定する必要があるが、変動要素が大きいことも考慮し十分に保守的に設定することも考えられる。また、安定的な予測が可能であると

考えられる予定死亡率等も保守的に設定することによってバッファとして機能させることも考えられるだろう。

○なお、MVAなどの商品設計やALMによるコントロールで一定の抑制が可能であるが、金利上昇時の動的解約リスクにも留意すべきである。国内では金利低下傾向が継続しているため急激な金利上昇局面での解約動向に関する実績は乏しいと思われるが、種々のシナリオを想定することにより十分なリスクバッファ水準を検討することも必要であろう。

○なお、これらの責任準備金評価基礎率については、健全性の観点から、保険料計算基礎率よりも保守的に設定することも検討すべきである。ただし、この場合、一時的には標準責任準備金の積増し負担が発生することから、決算への影響等も考慮してその水準を検討する必要がある。

(上記の他に、優良体保険や引受基準緩和型保険の予定死亡率設定について言及してもよい。)

<標準責任準備金制度を補完する制度による対応>

○責任準備金は契約時の計算基礎率を将来にわたって適用するロックイン方式となっていることから、長期的な観点から保守的な水準となっているものの、保険商品が多様化する状況においては統計データ不足、経済動向などにより契約時の前提では不足することも考えられる。

○これらに備え、標準責任準備金制度を補完する制度として、保険計理人による将来収支分析や第三分野ストレステスト・負債十分性テストの実施が法令等で義務付けられている。

○加えて、これらの制度に基づかず会社独自の判断により、責任準備金が不足すると判断される場合には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき、追加で責任準備金を積み立てることになる。

○事後的に責任準備金の十分性を検証していくために、実績把握および将来収支分析を実施する体制を整備し、早期に必要な対応を図っていくことが考えられる。

○販売後の実績把握により実績発生率の変動を早期に把握・検証するためには、まずはリスク特性や基礎率の設定区分、販売チャネルなどリスク管理上必要と考えられる要素を特定し、定期的にモニタリングを実施するルールの設定が必要であろう。なお、解約率については、市場金利等をモニタリング指標として定期的に観測することにより、解約率上昇に対する流動性資産の確保等を図ることも有用だと考えられる。

○将来収支分析を実施するうえでは、過去の実績から適切なシナリオを設定することが基本となるが、実績データが不足する場合には、業界データ等を活用することや基礎データを活用して補完することなども必要になるだろう。

○また、第三分野発生率では、将来想定されるトレンドを反映して複数のシナリオ・ストレスシナリオを設定することも考えられる。解約率については、商品特性や市場金利等に連動したシナリオを設定することが考えられる。

○追加責任準備金が必要となる状況においては、新契約の販売停止・料率改定、契約者配当率の引下げ、資産運用方針の見直しなど経営政策の変更も検討する必要があるだろう。

○また、積立財源の確保のため、内部留保の積立額・取崩しや区分間の出資などの検討の必要性が生じることも考えられる。

○長期的かつ安定的に適正な責任準備金を確保していくためには、商品設計時の計算基礎率等の適

切な設定はもちろんのこと、事後的に実績把握・将来収支分析を実施し、責任準備金の再評価・経営政策を迅速に意思決定できるよう、会社全体での体制整備が必要であると考えられる。

(上記の他に、以下の項目について言及してもよい。

- ・ 計理人による将来収支分析の長期化
- ・ 危険準備金・価格変動準備金等の負債性内部留保を含むソルベンシー・マージンによる将来の支払い余力確保
- ・ 責任準備金対応債券の活用等による A L M の推進
- ・ 経済価値ベースの責任準備金評価の併用
- ・ E R M 等による経済価値ベースによる収益・リスク・資本の一体的管理)

問題 3. (2)

<公正・衡平な配当>

公正・衡平な配当を実現するためには、個々の契約の剰余への貢献度に応じた配当の割当・分配をおこなうことが基本となる。ただし、それ以前に、責任準備金が適正に積み立てられ、必要な内部留保がおこなわれていることが必要不可欠であり、会社の健全性確保が前提条件となることに注意しなければならない。

よって、問題文のように、利差益、死差益および費差益が安定的に得られている状況であっても、生命保険契約の長期性を踏まえれば、保険期間を通じて保険契約に基づく債務を履行できるかどうかを適切に評価した上で配当還元の水準を決定する必要がある。配当を単年度の剰余に単純にリンクさせるのではなく、保険期間を通じた内部留保と還元のバランスに注意しなければならない。

例えば、将来収支分析をおこない、来年度以降においても剰余の発生が見込まれるのか、必要な内部留保をおこなうことができるのかについて検証した上で配当還元をおこなうべきである。

この場合、最良推定シナリオに基づく分析だけでなく、資産運用環境やマーケット環境等の環境が悪化するシナリオに基づく分析結果についても参照することが望ましい。

また、足元の環境に明らかな変化がない場合であっても、安易に配当率を据え置くと判断することは望ましくなく、配当率を維持することができるかどうかの確認は必要であろう。一方、大きな環境変化がない状況において配当率を変更するとすると、契約者が期待するところを十分に考慮し切れていないということにもなりかねないため、納得感のある根拠を示せるだけの十分な分析が必要となるであろう。

こうした対応により、個人保険の配当に求められる保険期間を通じた安定的な配当還元の実施が可能かどうか検証することが可能となる。

また、利源別配当方式により配当水準を決定する場合であっても、個別の利源に直接的に紐づかない剰余や、累積的な剰余の還元という観点から、アセット・シェア計算を通じて、個別契約の貢献度を把握し、配当可能財源を認識することが場合によっては必要であると考えられる。ただし、個別契約のアセット・シェア計算を精緻に実施することは難しく、事務負荷の観点も考慮に入れて検討をおこなうべきである。

<配当の安定性>

配当に際しては、短期的な損益実態を重視するあまり、個人保険に求められる保険期間を通じた安定的な配当還元が満たされず、却って不公平な分配になっていないかについて留意する必要がある。

例えば、利源別配当方式による死差配当は、年齢別・性別の配当率設定が一般的であるが、契約群団を年齢別・性別に細分化すると、標本数が少なく、損益が安定しないことも多く、そのままでは変動が過大となるケースも想定される。

この場合、損益実態から著しく乖離しない範囲で、時系列的な安定性や隣接群団との連続性・整合性を考慮して配当率を調整することが望まれる。

<事務負荷を考慮した対応>

頻繁に配当率変更をおこなうことによって諸コストが嵩み、却って配当可能財源が減少するということも考えられるため、配当率の変更にあたってはこの点も含めて総合的に検討をおこなう必要がある。

短期的な利回りの変化があっても、即時に配当率を変更しないことにより生じる公平性の問題については、例えば、最終的な精算分を、過去法アセット・シェアにより計算した剰余相当分とすることによって調整をすることはできる。

<契約者への説明>

契約者の期待する配当を実現するためには、契約者配当に対する自社の考え方を契約者へ明らかにすることが契約者の納得を生み、契約者配当の還元の透明性にも繋がると思われる。配当還元は内部留保とのバランスの中で実施されるものであることから、内部留保方針を明確化することも重要であろう。

保険株式会社の場合は、これに加えて契約者配当と株主配当のバランスについても留意する必要がある。

<無配当終身保険との関係>

公正・衡平な配当について、有配当契約間の公正・衡平性を求めているのか、無配当契約まで含めた公正・衡平性が求められているのかは一意に定まるものではなく、経営判断等の影響も受けると考えられる。ここでは、無配当を含めて公正・公平性が求められている状況であるとする。

毎年配当タイプの終身保険と無配当終身保険では、保険料の計算基礎率設定の考え方が異なるため、剰余の発生状況も異なってくることから、それぞれの損益を個別に把握する必要がある。そのためには、配当タイプにより区分経理を実施することで、これら商品の損益を明確に分離することは有効であろう。

配当還元の基準となる配当基準利回り、死亡率については、販売中の無配当保険の予定利率、予定死亡率と同水準とすることで、配当タイプ間の料率差を事後精算するという考え方もあるだろう。

一方で、無配当保険は、保険料中のバッファが少ないため、将来において運用利回り、死亡率が悪化した場合に、無配当保険では有配当保険に比べ利差損、死差損に陥るリスクが高く、それに備えて有配当保険よりも還元水準を低く抑える必要があると考えることもできる。

よって、公平性の観点からは、有配当保険に対する配当差引後の実質的な保険料が、無配当保険の保険料よりも低くなるように配当を設定するのが望ましいと考える。つまり、実績が良好である場合は配当還元の基準となる配当基準利回り（死亡率）を無配当保険の予定利率（予定死亡率）よりも高く（低く）することにより、配当差引後の実質的な保険料を無配当保険の保険料よりも低くすることもありえる。

利源別配当方式の場合は、利源ごとの特性にも留意が必要であろう。例えば、利差を他の利源と比較した場合、不確実性による影響を受けてその額が大きく変動する可能性が高いと考えられるため、この点に留意して配当率を設定する必要がある。

また、無配当保険については配当支払に関する事務負担がないことから、その差異を費差配当の水準設定において考慮することも可能であろう。

<調整配当>

基礎率の変更に伴い、同一の保険種類において保険料に差が生じる場合、新・旧基礎率に基づく契約者間の公平性を保つために契約者配当で調整をおこなう調整配当を実施することが考えられる。

調整配当をおこなう際、単純に新・旧の保険料差を調整するのではなく、例えば、旧料率の契約群団は選択効果が薄れており、新料率と同じ死亡実績ではないといった点についても考慮の上、還元をおこなうか否かについて検討する必要があると考えられる。

一方、配当率は将来にわたり保証されたものではないものの、新料率では将来に向かって保証する予定基礎率を旧料率よりも有利な水準に（予定利率であれば高く、予定死亡率であれば低く）設定していることから、旧契約の配当還元後の実質保険料負担が新契約よりも低くなるように配当水準を設定することも考えられる。

また、この際、無配当終身保険まで含めた上で毎年配当タイプの終身保険間の調整配当を考えるのであれば上記「無配当終身保険との関係」の視点についても留意する必要があると考える。無配当保険については料率間の保険料の差を配当で調整することができないため、無配当保険における公平性についても整理する必要がある。

以 上